

税務課

☐ 滞納整理係 (112)

県と町税の滞納整理に関する協定締結

本町の個人住民税等の滞納整理を強化するため、鹿児島県の県税徴収対策官および本町税務職員を相互に併任する協定を締結しました。今後、対象者は鹿児島県に引継ぎをおこない、町と連携して滞納整理を実施していくこととなります。

■ 併任業務について

財産調査(搜索含む。)および滞納処分(差押え)について、県・町で相互に助言や支援をおこなう。

税務課

☐ 滞納整理係 (112)

大崎町では滞納整理に努めています

■ 滞納処分の流れ

① 納税通知発送 納税通知書と納付書(口座振替の場合は納税通知書のみ)を発送します。

▼ 【納期限までに納付しなかった場合】

② 督促 納期限後20日以内に「督促状」を発送します。

▼ 【それでも納付・相談ない場合】(県引継対象者は、引継予告書が発送されます。)

③ 財産調査 勤務先・金融機関・取引先などへ調査をおこないます。また、自宅等へ強制的に搜索をおこないます。

▼

④ 差押え 財産(預貯金・生命保険・不動産・給与・売掛金・動産など)を差押えします。

▼

⑤ 換価・配当 差押えとなった財産を公売等で換価し、税金に充てます。

■ 納税に困ったら相談を

病気や失業、事業廃止などやむを得ない理由で税金を納められない場合は、必ず納期限内に税務課までご連絡ください。生活状況の聞き取りを含め、納付計画についての相談を実施しています。

令和6年度財産等の差押え状況(速報)

差押財産区分	件数	差押取立金額
預貯金	15件	1,233千円
給 与	7件	2,040千円
不動産	2件	662千円
その他 (生命保険・売電収入等)	7件	558千円
合 計	31件	4,493千円

※数値は町税、国民健康保険税、介護保険料等を合わせたものです。